

鎌倉市建築審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市建築審査会条例(昭和56年12月条例第10号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、鎌倉市建築審査会(以下「審査会」という。)の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(幹事及び書記)

第2条 審査会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

4 書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

(会議録)

第3条 審査会の議事は、議題、会議の内容及び出席者を記載した会議録により記録しなければならない。

2 前項の会議録は、会長及び審査会においてあらかじめ定めた委員1人が署名しなければならない。

(審議結果の報告)

第4条 会長は、条例第3条第1項第1号、第2号及び第4号の規定による会議が終了したときは、会議の結果を市長に報告しなければならない。

(会長印)

第5条 会長の印は、別表のとおりとする。

2 前項の規定による会長の印の取り扱い等については、鎌倉市公印規則(昭和28年8月規則第22号)の規定を準用する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、審査会の所掌事務を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

付 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

別表(第5条第1項)

省略